

(仮称) 中尾一丁目公園の魅力づくりに向けたサウンディング型市場調査 (対話)
実施結果

<結果概要>

1 対話期間

令和5年1月23日から令和5年2月3日まで

2 参加事業者数

3 法人

3 対話方法

対面

4 提案・意見の概要

(1) (仮称) 中尾一丁目公園の立地に対する評価

- ・ 長所として、運転免許センター等の公共施設が周辺に立地し、幅広く認知されているエリアにあること、また、周辺に同規模の公園がないことが評価されました。
- ・ 短所としては、駅から徒歩圏ではあるが、周辺施設利用者の動線上にはなく、目的がないと足を運ばない立地であることが挙げられました。

(2) 公園の魅力づくりに資する事業アイデア

- ・ 施設整備を伴わない事業として、1事業者から移動式の遊び場運営の提案がありました。
- ・ 施設整備を伴う事業は、2事業者からペット関連、菜園、カフェと多様な提案がありました。

(3) 公園管理への関わりの意向

- ・ 2事業者は、指定管理者あるいは市からの委託事業を前提とした事業アイデアの提案であり、事業収益をもとにした公園管理は難しいとの認識でした。

(4) 地元商店街等との連携、周辺の公共公益施設との関わり方

- ・ 全ての事業者から、地元商店街や周辺の公共公益施設の特性を踏まえたイベント等の実施の提案がありました。

(5) 事業実施時期又は事業期間の考え方

- ・ 事業方式や施設整備の有無により、短期から長期まで幅のある提案がありました。

5 対話結果の受止め

- ・ 民間事業者による収益事業を前提とした公園整備は課題もあることが把握できました。
- ・ 地域からの要望も踏まえ、今後、市による整備を進めつつ、開園後の魅力づくりを検討していきます。

<対話項目ごとのご提案・ご意見>

※ 複数の事業者から同様のご提案・ご意見をいただいた場合は、ひとつにまとめて記載しています。

対話項目	ご提案・ご意見
<p>(仮称) 中尾一丁目公園の立地に対する評価 (長所・短所)</p>	<p>【長所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許センター等の公共施設が周辺に立地しており、幅広く認知されているエリア。 ・ 周辺に当該公園と同規模の公園がない。 <p>【短所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的がないと足を運ぶ場所ではない。 ・ 駅から徒歩圏ではあるが、周辺施設利用者の動線上に立地していない。 ・ 公園内に高低差あり。 ・ 当該公園単体での公民連携はハードルが高い。
<p>公園の魅力づくりに資する事業アイデア</p>	
<p>魅力づくりのポイント、事業の内容等</p>	<p>【魅力づくりのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊び方のノウハウをもつ地域の人材育成 ・ 地域の再生・価値向上に資する事業として位置づける。 ・ 近隣の人たちのコミュニティの場 <p>【事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動設置型の遊び場の提供 ・ ペットサロンを併設した公園 ・ コミュニティ菜園の設置（本公園のみの指定管理者となった場合） ・ カフェ等の建物設置（複数公園をセットにした指定管理者となった場合）
<p>施設を設置する場合の位置、規模、想定されるインフラ、営業時間等</p>	<p>【移動設置型の遊び場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワゴン車 1 台に遊具を載せて最低 10m 四方の規模から実施可能。 ・ 大規模な設営も可能。 ・ インフラは不要。 ・ 水遊び、回転系の遊具等、シーズンごとのプログラム提供可能。 ・ 飲食提供事業者とセットで行った事例あり。 <p>【ペットサロンを併設した公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料休憩所に併設。 ・ 店舗形態によるが、建物は公園面積の 1 割程度。 ・ 建物周辺に芝生広場を整備。 ・ 営業時間は、店舗の運営先や周辺の通行量に応じて設定。

<p>(続き) 施設を設置する場合の位置、規模、想定されるインフラ、営業時間等</p>	<p>【コミュニティ菜園の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菜園はプランター等により設置。 ・指定管理者の事務所及び休憩スペースの建物に併設。 ・イベント開催可能な広場を整備。 <p>【カフェ等の建物設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カフェは 200 m²程度 ・営業時間は、周辺の通行量等を鑑みて判断。
<p>公園管理への関わりの意向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移動設置型の遊び場は、行政の委託事業として実施。 ・ペットサロン設置の場合、SPC（特別目的会社）を設立し、整備・管理。 ・コミュニティ菜園、カフェ等の事業実施の場合、公園全体の維持管理を指定管理者として担うことが前提。
<p>地元商店街等との連携、周辺の公共公益施設との関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元商店街も関与したイベント実施。 ・遊びの機会を通じて商店街の人たちや近隣の人たちのコミュニティを創造。 ・運転免許センターに家族で来た際の子供の遊び場としての運営。 ・広場でマルシェ等を開催。 ・周辺の学校と連携したイベントの実施。 ・キッチンカーの誘致等により、地産地消を推進。 ・周辺の公共施設と連携したイベントの開催。 ・周辺の福祉施設による菜園活用。
<p>事業実施時期又は事業期間の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移動設置型の遊び場は、イベントであれば1日単位から可能だが、人づくりを目指すなら数年単位で定期的な実施。 ・建物設置の場合 10～15年。 ・指定管理者の場合 3～5年。
<p>事業にあたっての市への要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移動設置型の遊び場は、公園内にトイレがあり、雨天時の対応として別の屋内会場に移動できるとよい。

<事業者からの質問に対する本市の回答>

- 1 駐車場を整備しない理由は、街区公園は、徒歩圏からの利用を想定していることや公園面積が大きくないため。
- 2 駐輪場整備は、今後検討する。